

## 社会福祉法人恵光会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵光会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬については、次のとおりとする。

- (1) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。
- (2) 役員等については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与については支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表1

### 1. 役員等の報酬

#### (1) 評議員

	日額	交通費
評議員会、法人及び業務等のための出席	11,137 円	実費相当額

#### (2) 理事

	日額	交通費
理事会、法人業務等のための出席	11,137 円	実費相当額

#### (3) 監事

	日額	交通費
監事監査、法人業務等のための出席	11,137 円	実費相当額

#### (4) 退職慰労金

10,000 円×在任年数

### 2. 評議員選任・解任委員の報酬

	日額	交通費
評議員選任・解任委員会のための出席	11,137 円	実費相当額